

兵庫地方最低賃金審議会

第3回鉄鋼業専門部会

議事録

日 時	令和7年9月26日(金) 14時53分～17時15分			
場 所	兵庫労働局 第3共用会議室			
出席者	公益代表委員	三上部会長、高階委員		
	労働者代表委員	小西委員、藤田委員、村上委員		
	使用者代表委員	井上委員、篠田委員、吉川委員		
	事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 山中労働基準監督官、村田労働基準監督官		
議 題	(1) 兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他			
○山中労働基準監督官 ただ今から、第3回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会を開会します。 本日は坂本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでしたので御報告いたします。 では、この後の進行につきまして部会長にお願いいたします。				
○三上部会長 議題に入りたいと思います。 議題（1）の「兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引き続き金額についての審議となります。 前回の労使それぞれの主張としましては、 労働者側は84円引上げの1,200円。鉄鋼業の魅力向上と人材確保の観点では、地賃との優位性の確保等を考慮した改定が必要と考える。今年基幹労連での春闘では大幅に賃金引上げが実現した。基幹産業としての優位性確保や、そこで従事する労働者の生活安定の必要性から、最賃改正申出時の労働協約最下限額の前年度からの増加率7.5%を基にプラス84円の時間額1,200円を提示する、という御主張でした。				

使用者側は 25 円引上げの 1,141 円。鉄鋼業の事業者は兵庫県下では大半が播磨地方に集まっている。播磨地方の景況は良くなく、直近の兵庫県の鉱工業指数でも鉄鋼業はマイナスとなっており、県下の鉄鋼産業の足元は良くないと認識している。特賃の金額引上げについては慎重にならざるを得ない。今年の賃金改定状況調査結果の第 4 表①にある製造業の賃金上昇率 2.2% を基に +25 円、時間額 1,141 円を提示する、という御主張でした。

その後、公労会議、公使会議を行いましたが、結論は出ず、次回持ち越しとなり、本日を迎えていました。以上の内容でよろしいでしょうか。

○各側委員

はい。

○三上部会長

それでは、引き続き金額審議を進めていくことといたしますが、最初に労使それぞれでの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○各側委員

はい。

(各側委員別室で打合せ)

○三上部会長

それでは、審議を再開いたします。

まず、労働者側の意見をお聞きします

○小西委員

前回申出の最低賃金協定額の前年度比プラス 7.5 パーセントを考慮し、プラス 84 円、1,200 円としました。申出の最低賃金協定額を踏まえた金額提示は特定最賃のルール上、申出の最低賃金協定額を超えた金額設定ができないことや同業界の水準等を踏まえればその提示そのものは大きな問題はないと考えております。

一方で鉄鋼業を取り巻く状況や公益側からの要請も踏まえて、改めて労働者側から再提示をさせていただきたいと思います。具体的には基幹労連の加盟組合、兵庫県内の鉄鋼部門大手組合を除く定昇込みの賃上げ率は基幹労連調査によると平均で 6.3 パーセントあります。6.3 パーセントではプラス 70 円ですが、労働局の提示されている資料の影響率を見ますと 71 円にしても影響率は同じく 6.27 パーセントであることから、再提示額としましてはプラス 71 円の 1,187 円としたいと思います。

以上です。

○三上部会長

プラス 71 円の 1,187 円ということですね。

○小西委員

はい。

○三上部会長

では使用者側はいかがでしょうか。

○篠田委員

はい、それでは使用者側の検討状況を御説明させていただきます。

前回御説明しましたとおり、足元が非常に良くないという鉄鋼業の置かれている状況と、前回も前々回も申し上げましたが、我々が一番重視したい中小企業のことを考えるということ。これらを踏まえますと金額提示を非常に慎重にならざるを得ないという、こちらの基本的な考え方方は今回再検討いたしましたが、変わりはないことは御理解いただきたいと思います。

しかしながら、第 2 回の専門部会で公労のそれから御意見いただきました、鉄鋼業の優位性ということについてもう一度検討いただきたい、これが前回の再検討の指針といいますか基軸だと思っております。

地域別賃金との差異や特定最賃と地域別賃金との差異というのは、各都道府県でばらばらな状況であることは御存じのとおりと思っております。したがって金額水準でどのくらい金額が地賃と離れていれば優位性が有る、無いというのは非常に客観的に判断するのは難しいのかな、と考えました。

とはいって、鉄鋼業は専門部会の中でも皆さん御認識いただいているとおり、非常に良好な労使関係であることを我々も認識しておりますし、この関係はできれば維持していきたいという思いも一方でございます。

しかしながら、労働組合のない中小企業の方々がたくさんおられます。そういった方々の実態を踏まえた根拠のある数字を出すことがやはり必要ではないか、というのが今回見直しの結論に至りました。

これらを踏まえて今回は部会の専門部会の資料 98 ページに連合兵庫さんがまとめた製造業の集計で 2025 年の製造業 99 人未満の賃上げ率 4.47 パーセントという数字が前回からの見直しの思いを踏まえて、より兵庫県の実態に則し、かつ、中小企業の実態の改定状況を踏まえた数字であり、これが根拠と考え改めました。

具体的にはプラス 50 円の 1,166 円を提示させていただきたいと思っております。

今考える限りでは根拠のあるこの数字が限界の数字と思っておりまして、この金額が兵庫の地賃に対しても十分に優位性のある金額という考えに至りました。

以上でございます。

○三上部会長

ありがとうございました。

プラス 50 円、1,166 円ということですね。

○篠田委員

はい。

○三上部会長

ということで、金額的には 21 円の開きがあるという状況ですが、まず、公労で聞かせていただいて、それから使用者側とお話しをすることにします。

(別室で公労会議、公使会議、労使会議)

○三上部会長

お疲れさまでした。審議を再開します。

○小西委員

労使で議論しましたが、今回調整がつかなかつたので次回に持越しさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○三上部会長

使用者側もそれでよろしいですか。

○使用者側委員

はい。

○三上部会長

分かりました。金額を提示いただいて議論しましたが、なかなか隔たりが埋まらないということですので、次回改めて協議することにしたいと思います。

今日はこれでいったん審議を終了したいと思います。現在のところの金額は、当初の提示は労働者側プラス 71 円の 1,187 円、使用者側プラス 50 円の 1,166 円で、そこから歩み寄りの議論を公益委員も含めて重ねてやってきましたが、金額の差がなかなか埋まらない、ということでおろしいですね。

○労使委員

はい。

○三上部会長

一致に至りませんので、労使ともにもう少し審議を深めたいという御意向ですので、次回も引き続き金額審議を行いたいと思います。それでよろしいですね。

○労使委員

はい。

○三上部会長

では、次回の日程等について、事務局から御説明お願いします。

○安積賃金室長

次回はこの場所で 10 月 1 日水曜日の午後 1 時から開始でよろしいでしょうか。

また、次回の公開、非公開についても御確認いただけたらと思います。以上です。

○三上部会長

分かりました。次回 4 回目はこの場所で 10 月 1 日の午後 1 時からでよろしいですか。

○労使委員

はい。

○三上部会長

それではよろしくお願いします。次回も引き続き公開とします。よろしいですか。

○労使委員

はい。

○三上部会長

ありがとうございました。

事務局は、他に何か御連絡ございますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○三上部会長

それでは今日の審議はこれまでにします。ありがとうございました。

< 終了 >

三上 喜美男

小西 啓介

吉川 和宏